

Q17〔業務執行社員の定め方〕
業務執行社員は、どのように定めるのか

→Q52。

Q18〔代表社員の定め方〕
会社を代表する社員はどのように定めるのか

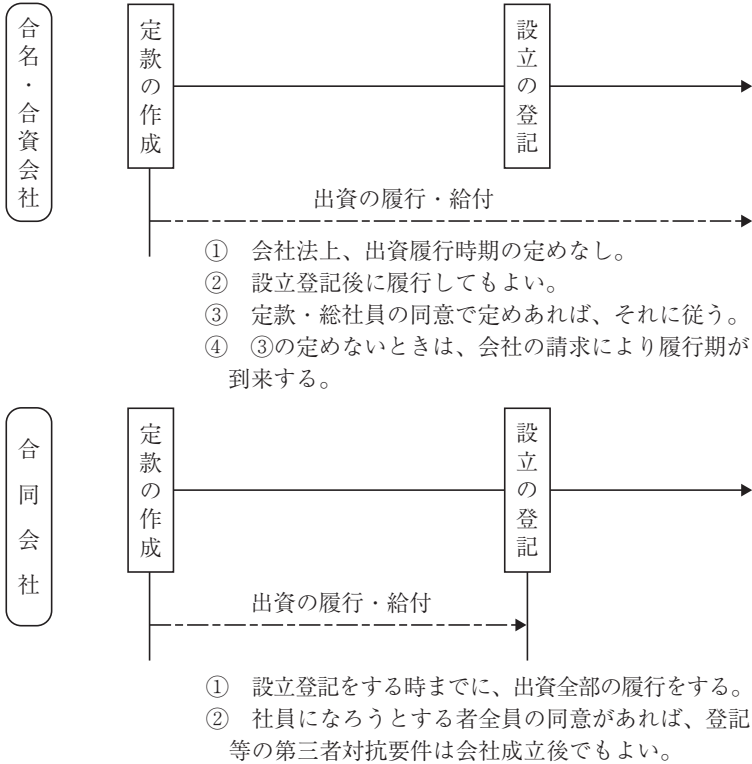
→Q85。

Q19〔出資の履行時期〕
社員の出資は、いつまでに行うべきか

合名会社・合資会社と合同会社とでは、次のように異なる。

種 類	出資の履行時期
合名会社 合資会社	<p>① 会社法で履行時期を定めていない。 出資について全額払込制が採られていないので、設立の段階で履行する必要はなく、定款または総社員の同意で履行期を定めることができる(注釈会社法(1)219頁〔伊沢和平〕)。</p> <p>② 定款または総社員の同意によりその履行期が定められていないときは、会社の請求により初めてその履行期が到来する(最判昭62・1・22判タ631・130)。</p>
合同会社	<p>① 出資について全額払込制が採られている。 合同会社の社員になろうとする者は、定款の作成後、合同会社の設立の登記をする時までに、その出資に係る金銭の全額を払い込み、またはその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない(会社578本文)。</p> <p>② 合同会社の社員になろうとする者全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定または移転を第三者に対抗するために必要な行為は、合同会社の成立後にすることができる(会社578ただし書)。</p>

〔出資の履行時期〕

**memo.** <現物出資財産の所有権移転時期>

「合名会社にあっても、一定の物件につき現物出資する旨の記載のある定款が作成され、会社設立の登記がなされただけでは、現物出資の目的物件の所有権が会社財産に帰属する効果は生ぜず、出資義務者の履行があつてはじめて所有権移転が生ずると解すべきである」(東京高判昭50・5・30判時791・117)。

(1) 合名会社・合資会社

出資の履行が全くされていない(または、一部しかされていない)合名会社・合資会社

Q20〔出資がない設立登記〕

出資の履行がされていない持分会社の設立登記はできるか

Q72〔資本金の額の増加〕

社員が出資の履行をしたときは資本金の額が増加するか

(1) 資本金の額の増加

社員が出資の履行をした場合には（履行をした出資に係る会社計算規則30条1項2号の債権（→ memo. ②）が資産として計上されていた場合を除く）、持分会社の資本金の額は、原則として、当該出資により払込みまたは給付がされた財産の額の範囲内で、持分会社が資本金の額に計上するものと定めた額が増加する（会計規30①一）。

具体的な計算方法は次のとおり。

資本金の額の限度額=(イ)+(ロ)-(ハ)（零未満である場合にあっては、零）

(イ) 当該社員が履行した出資により持分会社に対し払込みまたは給付がされた財産（当該財産が(ロ)に規定する財産に該当する場合における当該財産を除く）の価額

+ (ロ) 当該社員が履行した出資により持分会社に対し払込みまたは給付がされた財産（当該財産の持分会社における帳簿価額として、当該財産の払込みまたは給付をした者における当該払込みまたは給付の直前の帳簿価額を付すべき場合における当該財産に限る）の払込みまたは給付をした者における当該払込みまたは給付の直前の帳簿価額の合計額

- (ハ) 当該出資の履行の受領に係る費用の額のうち、持分会社が資本金または資本剰余金から減ずるべき額と定めた額

（注） この額は、当分の間、零とされている（会計規附則11四）。

(2) 合名会社・合資会社

資本金の額は、登記事項でない。

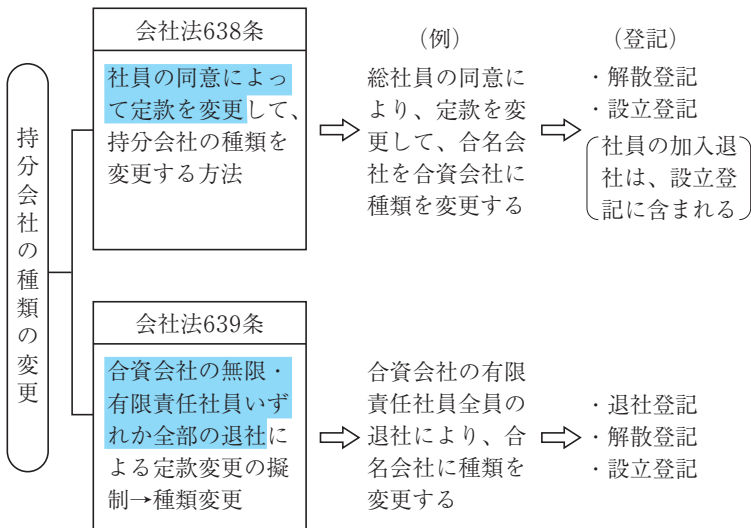
(3) 合同会社

持分会社で資本金の額を登記するのは、合同会社のみである（会社914五）。社員の出資により資本金の額が増加したときは、2週間以内に、その本店の所在地において、資本金の額の変更登記を申請しなければならない（会社915①）。

持分会社の種類変更の形態を分類すると、次のようになる。これらの場合の登記方法も併せて表示する。

Q135〔種類変更の形態〕

持分会社の種類変更の形態分類と退社登記の要否



memo. 上記図のように、持分会社の種類の変更には、社員の意思によって会社の種類を変更する方法（会社638）と、合資会社の場合において、社員の意思にかかわらず会社法の規定（会社639）によって、種類が変更させられる場合とがある。

(1) 持分会社の種類の変更

持分会社の種類の変更（以下「種類変更」という）とは、定款を変更して、他の種類の持分会社となることをいう（会社638）。持分会社を他の種類の持分会社にすることは、組織変更といわない。

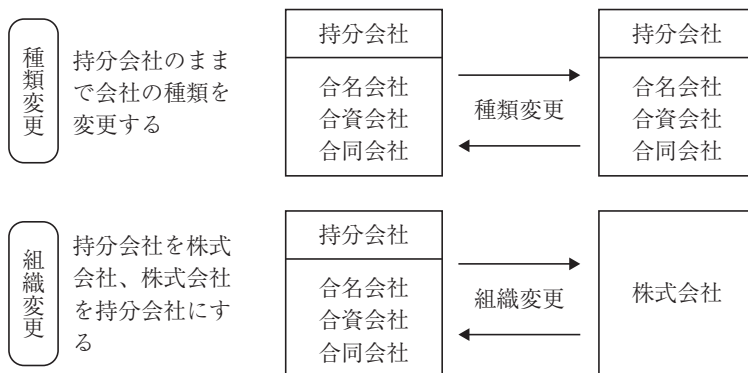
種類の変更の態様は次の表のとおり。

Q136〔種類変更と組織変更〕

持分会社の種類の変更と組織変更との差違

	種類変更前	種類変更後	会社法
①	合名会社	合資会社または合同会社	638①
②	合資会社	合名会社または合同会社	638②
③	合同会社	合名会社または合資会社	638③
④	合資会社の有限責任社員の退社により、無限責任社員のみとなった場合	合名会社	639①
⑤	合資会社の無限責任社員の退社により、有限責任社員のみとなった場合	合同会社	639②

(注) 種類変更後の持分会社となるための要件→Q141・Q146・Q151。



(2) 組織変更

持分会社は、その組織を変更して株式会社になることができる(会社743・746)。また、株式会社は、その組織を変更して持分会社(合名会社・合資会社・合同会社のいずれか)になることができる(会社743・744)。組織変更→Q179。

memo. 持分会社の種類変更は、社員の無限または有限という責任状況に会社の種類を合わせる、という制度にすぎないといえる。